

「那須町文化協会規約」



第一章「名称・所在」

第1条、名称

本会の名称は「那須町文化協会」と言う。

第2条、事務局

当分の間、本会の事務局を那須町教育委員会生涯学習課文化振興係内（文化センター）に置き、若干の事務局員を置く。

但し、その事務の所管を当分の間、那須町生涯学習課文化振興係の職員に委任する。

第3条、所在

当分の間、本会の住所を那須町大字寺子乙2567-10（文化センター内）に置く。

第二章「目的」

第4条、目的

本会は、芸術文化を志す団体及び会員が相互に連携・協調し、那須町の文化振興に寄与することを目的とする。

- 1) 那須町の文化活動の涵養と育成のため、文化的諸活動を行う。
- 2) 会員の融和を図ると共に、広く町民に根ざした文化的活動を行う。
- 3) 各活動分野の技量の向上のため、研鑽を惜しまず活動を行う。
- 4) 活動の主旨に賛同する者及び他の文化諸団体等と連携し活動を行う。
- 5) その他、本会が文化振興に寄与すると判断した文化活動を行う。

第三章「会員資格」

第5条、会員資格

下記の要件のいずれかを満たし本協会の目的や主旨に賛同する者は、原則として会員資格を有する。会員資格は、各部の会員名簿に登録されればその資格を得たものとする。

- 1) 那須町に居住（住民登録）し、生活の基盤が有れば会員として加入できる。（町民会員①）
- 2) 那須町に居住（住民登録）し、概ね程度生活の基盤を持ち本会の目的や主旨に沿った活動意思が有れば、会員として加入できる。（町民会員②）
- 3) 那須町以外に居住（住民登録）しているが、那須町に所在する職場に勤務しており、本会の目的や主旨に沿った活動意思が有れば、会員として加入できる。（町外会員①）
- 4) 那須町以外に居住（住民登録）しているが、町内に有る教室等の受講生であり、本会の目的や主旨に沿った活動意思が有れば、会員として加入できる。（町外会員②）
- 5) 本条の1)、2)、3)、4)以外で、本会の会員として活動を希望し、かつ本会の目的や主旨に沿った活動意思が有れば、会員として加入できる。（町外会員③）
- 6) 本会や専門部等の活動の指導や補佐的立場にあり、本会の目的や主旨に沿った活動意思が有れば、会員として加入できる。（町外会員④）

第四章「会議」

第6条、常会・特別会・専門部

- 1) この会には、次の常会を置く。
 - ア、総会を置く。総会は年一回開催される。那須町文化協会の最高意思決定機関である。
 - イ、常任委員会（以下常任会と言う）を置く。常任会は、協会に関わる課題について事前にまたは事後に開かれ、調整及び処理を行う。
 - ウ、専門部長会を置く。専門部長会は、必要に応じて開催される。
 - エ、専門部会を置く。専門部会は、各専門部の運営や事業について必要に応じて開催される。
- 2) なお、専門部は、下記の2部門とする。ただし、年度当初の総会において新設が認められた専門部が有る場合は、予算や活動は既に参加している専門部と同等条件での加入とする。
 - ア、舞台部門（音楽部、カラオケ部、郷土芸能部、吟詠剣詩舞部、ダンス部、邦楽部、舞踊部、民謡部、日本舞踊部）を置く。
 - イ、展示部門（美術部、華道部、棋道部、茶道部、写真部、書道部、文芸部、盆栽部、工芸部、陶芸部）を置く。
- 3) 特別会を設置することが出来る。
 - ア、特別会は、常任会が必要と認めた場合に設置出来る。
 - イ、特別会の設置目的
 - a、記念並びに特別事業実施のため
 - b、地区文化協会の持ち回り事業や時期的事業実施のため
 - c、その他常任会で認められた事業実施のため

第7条、常会及び特別会の構成要件

- 1)、総会は、会長、副会長、専門部長、専門部選出の理事で構成する。理事は「理事選出基準・別表（1）」に基づき各専門部で選出する。
- 2)、常任会は、会長、副会長、舞台部専門部長代表・展示部専門部長代表（以下常任委員と言う）を持って構成する。
- 3)、専門部長会は、会長、副会長、各専門部の部長を持って構成する。ただし、会長、副会長選出に関わる部長会は、現会長、現副会長の所属する関係専門部の副部長または代理が出席するものとする。
- 4)、専門部会は、専門部に所属する会員を持って構成する。
- 5)、特別会は、総会及び部長会で付託された案件が有る場合に設置される。
 - ア、特別会の委員は、会長、副会長、常任委員、提案者及び関係協会員（若干名）とする。関係協会員は、各舞台部門部長・展示部門部長の中から両部門の常任委員が指名する。
 - イ、特別会の議長は、副会長が務める。
 - ウ、特別会で決定された事項については、協会員に周知される。

第8条、総会への提案事項

次の事項は、総会に提案されなければならない。

- 1) 事業計画（案）並びに収支予算（案）に関すること。
- 2) 事業報告並びに収支決算報告に関すること。
- 3) 規約の改正等に関すること。
- 4) その他必要と認められる事項等に関すること。

第9条、常会の成立と決定要件

- 1) 総会は、年一回開催する。決定の要件を次のように定める。

ア、通常案件は、総会において全理事の過半数の賛成で成立する。

イ、重要案件は、総会において全理事の三分の二以上の賛成で成立する。重要案件とは、那須町文化協会の存廃など、文化協会の活動に重大な影響を及ぼす事項を言う。

ウ、欠席部長（部長代理）及び欠席理事の意思が表明されていない場合、部長（部長代理）については会長に委任され、理事の場合は専門部長に委任されたものとする。

- 2) 常任会は、常任委員の何れかが必要と認めた時に開催する。

イ、常任会で評議された案件の内、常任委員の3人が総会に提起すべきとの評決を得た案件については、本条の1) のア、イの手続きにより成立する。

ウ、文化協会に関わる事項で対応が緊急を要する案件は、常任会において決定し総会に事後報告する。

エ、外的事由により早急対応や周知を要する特別案件は、関連する機関との連携を図りつつ、3役の協議により決定し、事案については総会に事後報告する。外的事由とは、甚大な全国的自然災害、広範囲の国内的疾病の蔓延、全国的連結事故などにより広範重大な状況に有る事項を言う。

- 3) 専門部長会は、常任委員またはいずれかの専門部長の求めにより開くことができる。案件については、必要に応じて常任会を経て総会に提案される。

- 4) 各専門部会は、専門部長または各専門部に所属する会員の求めで開くことができる。決定事項については、各部門において処理するものとする。ただし、本会に影響が及ぶと思われる事項については、常任会に諮らなければならない。

第五章「役員」

第10条、役員・顧問等

- 1) 本会には次の役員を置く。

ア、会長、副会長（2名）、常任委員（2名）、専門部長、専門部副部長（若干名）、監事（2名）、理事（別表1）を置く。

イ、書記、会計を置く。

- 2) 本会の役員は、第5条1) または2) の条項に適合するものとする。ただし、本条の1) のアの専門部副部長、監事、理事及び1) のイはこの限りではない

- 3) 協会には必要に応じ、特別顧問を置くことができる。特別顧問は、会員資格を問わない。またその期間は2年間とし議決権を持たない。

第11条、役員を選出

- 1) 会長及び副会長は、年度当初の役員選出全専門部長会で推薦された中から、投票によって選出され候補者となる。
- 2) 会長候補者は、会長候補者投票で全専門部長の過半数の票数を得た部長とする。ただし、規約上必要要件に満たない場合は、上位者3名の部長で再投票を行い、得票数第一位の部長が会長候補者となる。総会への報告を以て承認を得たものとする。
- 3) 本条2) で会長候補者再投票の際上位二名の部長が同得票の場合は、再々投票とし得票数の上位の部長が候補者となる。総会への報告を以て承認を得たものとする。
- 4) 副会長候補者(2名)は、会長候補者を除く推薦された部長の中から、投票の結果第一位の票数及び第二位の票数を得た部長が副会長候補者となる。総会への報告を以て承認を得たものとする。
- 5) 専門部代表の常任委員は、舞台部門及び展示部門ごとの部長の中から、互選された者(各1名)とする。総会への報告を以て承認を得たものとする。
- 6) 理事(若干名)の選出は、理事算出基準の規定(別表1)に従い、専門部において選出し事務局に報告する。ただし、理事の選出に際しては、各専門部内のグループの責任者を優先して選出するよう配慮すること。ここで言うグループとは、専門部に属する、目的を同じにする人のまとまり(例:流派、教室、団、愛好会など)を言う。専門部長、副部長が理事を兼ねることを妨げない。氏名は総会に報告する。
- 7) 各専門部長、副部長は、各部において選出する。氏名は総会に報告する。
- 8) 監事は、部長会において2名選出し、総会への報告を以て承認を得たものとする。
- 9) 書記(若干名)及び会計(若干名)は、会長が委嘱する。

第12条、役員の任期

- 1) 会長の任期は、2年度間とする。再選を妨げない。ただし、会長が任期満了前に事故が有って退任もしくは職務執行が不可能と判断された時は、常任会において推挙されたどちらかの副会長が、会長の残任期間の職務を代理する。
- 2) ア、副会長(2名)の任期は、2年度間とする。再任を妨げない。ただし、副会長の一方に事故が有って退任もしくは職務執行が不可能と判断された時でも、次回の総会時まで空席とする。
イ、また、副会長の二人に事故が有って退任もしくは職務執行が不可能と判断された時は、臨時部長会において選出された者(副会長代理1名)が、残任期間の職務の執行に当たる。
- 3) 常任委員の内代表の任期は、1年度間とする。ただし、再任を妨げない。舞台及び展示部門両専門部の代表の何れかもしくは2人が、年度途中で退任もしくは職務執行が不可能と判断された時は、臨時専門部長会において第11条の3後段)に則り選出する。次期の総会時に報告する。
- 4) 専門部長の任期は、特に定めない。
- 5) 理事の任期は、1年度間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6) 監事の任期は、1年度間とする。再任を妨げない。ただし再任期間は3年度以内とする。
- 7) 書記並びに会計は、委嘱期間とする。

第13条、役員職務

- 1) 会長は、本会を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代理する。
- 3) 常任委員は、常任会に提起された案件について精査調整する。
- 4) 理事は、普段から各専門部長と連携を取り、意見を集約し総会に於いて部の総意を体して意見を述べ意思決定に参加することが出来る。
- 5) 専門部長は、専門部を所掌する。副部長は、部長を補佐する。
- 6) 監事は、本会の会計について監査・指導する。
- 7) 書記は、会務を所掌する。
- 8) 会計は、会計を所掌する。

第六章「会員の手続き等」

第14条、会員の報告

- 1) 専門部長は、毎年度当初会員確認の上名簿を作成し、総会までに報告しなければならない。
- 2) 専門部長は、会員登録の際、所属会員の加入資格及び要件を確認し、氏名及び会員の内町外会員を判別明記（人数）し事務局に報告しなければならない。
- 3) 専門部長については、氏名、郵便番号、住所、電話番号、必要に応じメールアドレスや携帯番号を報告する。（別紙様式1）
- 4) 年度当初の新規加入の会員については、氏名、住所を明記し、かつ、会員の内町外会員を判別明記（人数）し報告しなければならない。
- 5) 年度途中での加入については、第5条「会員資格」を確認し、本条に則って手続きしなければならない。

第七章「専門部の新設」

第15条、専門部の新設と申請書

- 1) 既存の専門部に属しているグループが、専門部を新設しようとするときは、所属する専門部長を通して新設しようとするグループの代表が、別紙申請書（別紙様式2）に必要事項を記入し常任会に申し出なければならない。この場合、新設すべき理由を総会において説明しなければならない。
- 2) 新しく専門部を立ち上げる場合は、別紙申請書（別紙様式2）に必要事項を記入し常任会に申し出なければならない。代表は総会に出席し新設すべき理由を説明しなければならない。
- 3) 専門部新設の承認は、通常案件として総会に諮られなければならない。

第八章「不適格要件等」

第16条、会員の不適格要件

- 1) 本会の活動の目的や主旨に著しく反したり阻害したりすること。
- 2) 本会の活動の中で、自所属団体を有利不利に関わらず独善的に誘導したり、金銭的に利益を得ようとする事。
- 3) その他、明らかに会員として相応しくないと総会で判断されたとき。

第17条、会員の不適格審査請求

- 1) 不適格審査の請求は、常任委員及び各専門部長の提起による。
- 2) 第16条に該当する会員の不適格審査は、常任会が行う。評議の結果または評決された案件は、該当専門部長に通告され改善を求める。

第18条、会員の退会・退会催告・強制退会

- 1) 個人会員が自ら退会を希望するときは、専門部長に申し出ればよい。
- 2) 第16条の何れかに該当する会員は、第16条2)の手続きを経て、第9条のア、により妥当との決定が出された場合は、退会催告が出来る。
- 3) 第16条の2)に該当する会員が、引き続き一年度間改善が見られないと常任会が評決した場合は、第9条のイ、により妥当との決定が出された場合は、強制退会させることが出来る。

第九章「退会・廃部」

第19条、グループの退会及び専門部の廃部

- 1) 専門部所属のグループがグループごと退会する時は、グループの代表が専門部長に申し出なければならない。
イ、この場合、所属専門部長は事前に別紙申請書（別紙様式3）に必要事項を記入し、常任会に申し出なければならない。所属専門部長は、求めにより総会において説明しなければならない。この場合のグループとは、第11条の6)のただし書き後段カッコ内の例を言う。
- 2) 専門部廃部は、助成金との整合性を考慮し年度末の申請が望ましい。
- 3) グループの退会は、総会規定の第9条の1)アの手続きによる。
- 4) 専門部の廃部は、総会規定の第9条の1)イの手続きによる。

第20条、グループ及び専門部の強制退会・強制廃部

- 1) 専門部に所属するグループの活動が、本会の目的や主旨に照らし不適格と判断され決定された場合は、強制的に退会させることができる。その不適格な要件については、第16条の会員をグループと読み替えて適用する。また手続きについても第17条の会員をグループと読み替えて適用する。
- 2) 本会所属の専門部の活動が、本会の目的や主旨に照らし不適格と判断され決定された場合は、強制的に廃部とすることができる。その不適格な要件については、第16条の会員を専門部と読み替えて適用する。また手続きについても第17条の会員を専門部と読み替えて適用する。
- 3) 専門部の不適格請求は、専門部長会において、全専門部長の三分の一の同意が有れば常任会に提起できる。
- 4) 本条1)2)3)は常任会の評議を経て総会に提起され、第9条のイ、の手続きにより処理される。
- 5) グループ及び専門部が本会主催の文化活動に参加しないとき、または活動が休止状態に有るなど、その状態が2年度間を経過したとき第9条のア)によりグループの退会及び専門部の廃部となる。当該グループ及び専門部の代表者は、当該期間内に常任会での弁明の請求が有ればその機会が与えられる。

第十章「制限事項」

第21条、文化的活動の交流・連携の制限事項

1) 本会の会員と専門部またはグループは、本会以外に結成された広域的文化団体に参加すること、もしくは責任者となることは妨げない。

イ、本条1)の結果、その活動が本会の目的や主旨に抵触し、かつ専門部やグループの活動が著しく偏重し阻害され、弊害が有ると常任会で判断された場合は、第16条の対象となる。この場合第4条、第16条、第17条、第18条、第20条の手続きによる。

ウ、本条1)の会員及び専門部グループが、本条1)のイに該当すると認知できた会員は、会員個人の裁量で専門部会または常任会に提起することが出来る。

エ、本条1)のイに該当する会員及び責任者は、その理由を特別に設けられた専門部長会と常任会合同の特別常任会で、説明しなければならない。また総会において弁明する機会が与えられる。

2) 本会の会員でない者、または本会に所属しないグループが本会の主催する事業等に参加する場合は、当該専門部長が参加の「グループ名」「責任者」等を記入した参加申請書（別紙様式4）を添えて常任会に上申しなければならない。

3) 本会の会員や専門部が、文化祭以外に本会の名称を使用して文化的事業を独自または他の文化団体と連携して行おうとする時（例えば、共催、協賛、後援、支援など）の承認は、会長に一任する。ただし、事後に常任会に報告されなければならない。

4) 他の文化団体や事業者から連携したい（例えば、共催、協賛、後援、支援など）との要請が協会に有った場合、本協会の活動目的や主旨に反しない限り許可する。手続きは本条3)による。

第11章「経費」

第22条、経費・特別会費

1) 経費は、町助成金を充てる。

2) 経費は、理事分担金を充てる。理事分担金は、理事1名につき1,500円とする。

3) 経費は、会員の特別会費（拠出基金）を充てる。この特別会費は、総会において承認された場合とする。この場合の特別会費の額については、会員数を基準に算出し専門部長会に諮られ決定される。

第12章「その他」

第23条、活動年度

1) 本会の活動年度は当年の4月1日から翌年の3月31日とする。

第24条、規約の改廃

この会則改廃の発案は、会員が常任会に改廃点を挙げ提起すればよい。常任会で評議され総会に諮られ、第9条のアまたはイにより決定する。

第25条、「表彰規定」

- 1) 那須町の文化芸術活動の振興や顕著な功績を挙げている個人または団体は、那須町文化協会「表彰規定」により顕彰する。この規定は、別に定める。

第26条「慶弔内規」

- 1) 那須町文化協会の慶弔に関する事項については、「慶弔内規」を参考に常任会において協議し決定する。

第27条、留意事項

- 1) 「那須町文化協会」の冠名称を個人目的のため使用してはならない。
- 2) 那須町文化協会の「シンボルマーク（ロゴ）

第28条、諸会議等に関する附則

- 1) 本協会の諸会議（総会・常任会・部長会・その他必要と認められる会議等）の議長は、会長が行う。ただし、役員選出時の部長会の進行及び会議の結果についての総会への報告は、事務局が行う。
- 2) 常任会を除く諸会議（総会・部長会・その他必要と認められる会議等）には、各部の部長は必ず出席しなければならない。部長が欠席する場合は副部長または代理が出席するものとする。

第29条、附則

この規約は、平成26年5月8日から施行する。

- ・平成29年5月10日一部改正
- ・平成30年5月9日一部削除（第6条の2のイ、マイコン部退会）
- ・令和3年4月24日一項追補（第9条2のエ追補）、（第10条3）の追補、（第11条の1）、2）の改正）

(別表1) 専門部理事算出基準表 (令和 年度)

(7条、11条の4関係)

算出基準会員数	理事数	専 門 部 名	会員数	備 考
・151人以上	10人		名	・会員名簿に添えて、4月中に報告する。
・101人～150人	8人		名	
・51人～100人	7人		名	
・41人～50人	5人		名	
・21人～40人	4人		名	
・11人～20人	3人		名	
・10以下	2人		名	
合計			名	
	39名	(19部門)		

注 理事選出では、第11条4) および、「ただし書き」が優先する。